

比布町複合庁舎建設事業に係る設計施工一括方式公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月25日告示第70号

1 業務の目的

比布町が発注を予定する比布町複合庁舎建設事業に係る実施設計・施工を行う者（以下「事業者」という。）の選定にあたり、技術提案者の豊かな創造性、高い技術力、豊富な経験などを有し、比布町及び比布町が定めるZEBプランナー等と共同で意欲的に取り組むことのできる優れた事業者を選定することを目的に公募型プロポーザルを実施する。

2 業務委託の内容

(1) 業務名称

比布町複合庁舎建設事業

(2) 事業場所

上川郡比布町北町1丁目2番1号

（土地所在地：上川郡比布町北町1丁目487番9）

(3) 業務内容

ア 本事業に係る実施設計（以下「実施設計業務」という。）

イ 本事業に係る工事監理（以下「工事監理業務」という。）

ウ 本事業に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（以下「施工業務」という。）

エ 上記設計業務、工事監理業務及び施工業務を統括して「本業務」という。

(4) 履行期間

本業務の履行期間の目安は以下のとおりとする。ただし、提案による前倒しは可とする。

| 項目 | 期間 |
|--------|-------------------------|
| 実施設計業務 | 契約締結日から令和9年6月30日まで |
| 工事監理業務 | 令和9年7月1日から令和10年9月30日まで* |
| 施工業務 | 令和9年7月1日から令和10年9月30日まで* |

※工事監理業務及び施工業務については、提案内容に基づき、実施設計段階で、発注者と受注者協議の上、期間を定めることとする。

(5) 事業計画概要

本業務の実施に係る要求水準は、「比布町複合庁舎建設事業に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）、及び比布町複合庁舎建設基本計画・基本設計委託業務基本設計説明書（以下「基本設計図書」という。）のとおりとする。

要求水準書と基本設計図書との間で差異がある場合は、要求水準書に記載の内容を優先する。

(6) 上限提案価格

本事業の上限提案価格は以下のとおりとする。ただし、告示時点において把握可能な情報に基づき設定するもので、中東情勢等に起因する主要原材料価格の変動、国内建設市況の影響による変動、労務費上昇等、将来的な変動分については、上限提案価格に直接反映することが困難であるため、当該変動分を見込んでいない。

なお、当該上限提案価格は、応募時点における技術提案評価及び価格評価のための上限であり、実施設計完了時に提出される明細見積に基づき、発注者と受注者の協議により契約変更を行う場合の契約金額の上限をあらかじめ定めるものではない。

上限提案価格：3,980,780,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、法人格を有し、下記に掲げる要件を全て満たすものとする。また、複数の者で構成される共同企業（以下「JV」という。）で参加する場合は、代表企業が法人格を有していれば足りるものとする。

ア 単体企業の場合

単体企業は、設計業務、工事監理業務及び施工業務の全てを行う者とし、下記の参加資格条件を満たす者でなければならない。

（共通する参加資格要件）

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。令和8年度比布町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、設計等として登録してあること。
- ② 北海道内に本店又は建築士法に基づく登録を受けた事務所を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ④ 比布町から指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 比布町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年12月6日条例第21号）に該当しない者であること。
- ⑦ 公租公課の滞納がないこと。
- ⑧ 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

(実施設計業務の参加資格要件)

- ① 令和8年度比布町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、建築設計として登録してあること。
- ② 以下のA、B及びCの実績要件を満たすこと。
 - A 令和6年度国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型4に該当する延床面積3,000㎡以上の建物の新築に係る設計業務（平成28年4月1日以降に業務が完了しているものに限る。）を元請け（JVにあっては代表者に限る。）として行った実績を有すること。
 - B ZEB事業の設計実績があること。（省エネ性能表示に関する第三者認証制度（BELS）において、「ZEB Ready」以上を取得した建物の新築に係る設計業務を元請けとして行った実績。）
 - C 構造体の一部が木造で延床面積3,000㎡以上の建物の新築に係る設計業務（平成28年4月1日以降に業務が完了しているものに限る。）を元請け（JVにあっては代表者に限る。）として行った実績を有すること。

(工事監理業務の参加資格要件)

- ① 令和8年度比布町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、建築設計として登録してあること。
- ② 以下のA及びBの実績要件を満たすこと。
 - A 令和6年度国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型4に該当する延床面積3,000㎡以上の建物の新築に係る工事監理業務（平成28年4月1日以降に業務が完了しているものに限る。）を元請け（JVにあっては代表者に限る。）として行った実績を有すること。
 - B ZEB事業での工事監理実績があること。（省エネ性能表示に関する第三者認証制度（BELS）において、「ZEB Ready」以上を取得した建物の新築に係る工事監理業務の実績。）

(施工業務の参加資格要件)

- ① 令和8年度比布町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、建築一式として登録してあること。
- ② 建築業法における営業所のうち、北海道内に本店、建築業法に基づく許可を受けた支店又は営業所を有していること。
- ③ 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ④ 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の得点が1,100点以上を有するものであること。
- ⑤ 以下のA、B及びCの実績要件を満たすこと。
 - A 令和6年度国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型4に該当する延床面積3,000㎡以上の建物の新築に係る施工業務（平成28年4月1日以降に業務が完了しているものに限る。）を元請け（JVにあっては代表者に限る。）として行った実績を有すること。

B ZEB事業の施工実績があること。（省エネ性能表示に関する第三者認証制度（BELS）において、「ZEB Ready」以上を取得した建物の新築に係る施工業務の実績。）

C 構造体の一部が木造で延床面積3,000㎡以上の建物の新築に係る施工業務（平成28年4月1日以降に業務が完了しているものに限る。）を元請け（JVにあっては代表者に限る。）として行った実績を有すること。

イ JVの場合（JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。）

- ① 設計等業務（単体又は設計等JVによる実施。）と施工業務（乙甲型JVによる実施。）
- ② JVは代表構成員と1者若しくは2者の構成員で結成されたものであること。
- ③ 施工業務の甲型JVの各構成員の出資比率は、次に掲げるとおりとする。
2社の場合 30%以上
3社の場合 20%以上
- ④ 代表構成員は施工業務を行うものとし、本要領3(1)ア（施工業務の参加資格要件）に掲げる全ての要件を満たすこと。
- ⑤ 構成員は、本要領3(1)ア（共通する参加資格要件）を満たすこと。
- ⑥ 実施設計業務を行う構成員は、本要領3(1)ア（実施設計業務の参加資格要件）に掲げる全ての要件を満たすこと。
- ⑦ 工事監理業務を行う構成員は、本要領3(1)ア（工事監理業務の参加資格要件）に掲げる全ての条件を満たすこと。
- ⑧ 施工業務を行う構成員は、本要領3(1)ア（施工業務の参加資格要件）のうち、①、②、及び③の要件を満たすこと。また、国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の得点が910点以上を有するものであること。
- ⑨ いずれの構成企業も、単体又は他のJVの代表・構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ⑩ JVによる参加を希望する者は、比布町複合庁舎建設事業についてJVにより受託する意思を明確にした覚書（任意様式）及び共同企業体協定書（任意様式）を参加表明書提出時に併せて提出すること。

(2) 業務実施上の条件

業務の実施にあたっては、次の条件を全て満たすものとする。

ア 分担業務分野の再委託

- ① 構造分野を再委託する場合は、再委託先に建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。ただし、参加者に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合は、この限りではない。
- ② 電気設備又は機械設備を再委託する場合は、再委託先に建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士若しくは建築設備士が所属していること。ただし、参加者に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合はこの限りではない。

- ③ 再委託先の協力事務所は、本要領3 (1) ア③、④、⑤、⑥、⑦、⑧を満たすものとする。

イ 実施設計業務の配置予定技術者

- ① 業務管理責任者及び各分担業務分野の主任技術者を1名ずつ配置すること。
 なお、業務管理責任者及び建築総合主任技術者、建築構造主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
- ② 業務管理責任者は、建築総合主任技術者を兼任することができる。
- ③ 業務管理責任者は、建築構造主任技術者を兼任することができる。
- ④ 電気設備主任技術者と機械設備主任技術者は兼任することができる。
- ⑤ 業務管理責任者及び建築総合主任技術者は、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3カ月以上あること。

※業務管理責任者とは、業務の技術上の管理を行うものであり、「公共建築設計業務標準委託契約書」（令和2年3月25日国住指第4450号）第16条の定義による。

※主任技術者とは、業務管理責任者のもとで各分担業務分野における担当者を統括する役割を担う者をいう。

※分担業務分野の分類は、国土交通省告示第8号による。

| 分担業務分野 | 業務内容 |
|--------|---|
| 建築総合 | 告示第8号別添一. 1. 設計に関する標準業務二. イ、ロ (1) 表中 (1) 総合 |
| 建築構造 | 同上二. イ、ロ (1) 表中 (2) 構造 |
| 電気設備 | 同上二. イ、ロ (1) 表中 (3) 設備 (i) |
| 機械設備 | 同上二. イ、ロ (1) 表中 (3) 設備 (ii) (iii) (iv) |

ウ 工事監理業務の配置予定技術者

- ① 工事監理業務管理責任者を1名配置すること。なお、工事監理業務管理責任者は一級建築士の資格を有すること。
- ② 工事監理業務管理責任者は、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3カ月以上あること。

エ 施工業務の配置予定技術者

- ① 現場代理人及び専任の監理技術者を1名配置すること。なお、現場代理人及び監理技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 現場代理人及び監理技術者は、参加者と直接かつ恒常的な雇用関係が3カ月以上あること。
- ③ 監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。

(3) 参加の制限

ア 参加者は他の共同体の構成企業として参加することはできない。

イ 参加者からの技術提案書等は、1者あたり1提案とする。

ウ 次に掲げる者が所属する単体企業は、本プロポーザルに参加することはできない。また、単体企業は、次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けることはできない。

① 選定委員会委員及びその家族

② 選定委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び組織に所属しているもの

4 参加に関する手続

(1) スケジュール

| | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 募集告示 | 令和8年 5月25日(月) |
| 実施要領等の配布 | 令和8年 5月25日(月) から 令和8年 6月11日(木) まで |
| 参加表明書等の質問締切 | 令和8年 6月 3日(水) |
| 参加表明書等の質問回答 | 令和8年 6月 5日(金) |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和8年 6月12日(金) |
| 資格審査結果の通知 | 令和8年 6月17日(水) |
| 技術提案書等の質問受付期間 | 令和8年 6月18日(木) 令和8年 6月30日(火) |
| 技術提案書等の質問回答 | 令和8年 7月 3日(金) |
| 技術提案書等提出期限 | 令和8年 7月24日(金) |
| 技術提案書等審査・ヒアリング | 令和8年 7月27日(月) ～7月31日(金) のいずれか |
| 選定結果通知、優先交渉権者公表 | 令和8年 8月5日(水) |
| 仮契約締結 | 令和8年 8月上旬 |
| 業務委託契約締結(議決後の本契約) | 令和8年 8月下旬 |

(2) 実施要領等の配布

ア 配布資料

- ① 比布町複合庁舎建設に係る設計施工一括方式公募型プロポーザル実施要領
- ② 比布町複合庁舎建設に係る設計施工一括方式公募型プロポーザル評価要領
- ③ 比布町複合庁舎建設に係る設計施工一括方式公募型プロポーザル様式集
- ④ 比布町複合庁舎建設に係る設計施工一括方式公募型プロポーザル要求水準書
- ⑤ 比布町複合庁舎建設基本設計図書
- ⑥ 比布町複合庁舎建設基本計画（参考資料）

イ 配布方法

配布資料は比布町ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

技術提案書の提出を希望する参加者は、以下の要領で参加表明書等の書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時15分まで（郵便の場合は、期限内必着のこと）

イ 提出方法

比布町役場総務企画課まで持参（受付は、土・日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）又は書留郵便にて提出すること。

ウ 提出書類

| 提出書類 | 様式等 | 提出部数等 |
|--------|--------------------------------------|-------|
| 参加表明書類 | プロポーザル参加表明書（様式1） | 原本1部 |
| | 会社概要（様式3） | |
| | 業務実績書（様式4-1～4-3、様式5-1～5-2、様式6-1～6-3） | |
| | 実施体制（様式7） | |
| | 予定担当者調書（様式8-1～8-7） | |
| | 国税及び地方税の納付証明書 | |

エ 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

質問は参加資格や提出書類等に関する内容のみとし、質問書（参加表明書等）（様式9）により電子メールで提出することとする。なお、必ず事務局への電話連絡により、電子メールの受信を確認すること。電話等による質問や提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

- ① 受付締切
令和8年6月3日（水）午後5時15分（総務企画課必着）
- ② 回答期限
令和8年6月5日（金）
- ③ 回答方法
質問を取りまとめ、回答書として比布町ホームページに掲載する。
- ④ 注意事項
電子メール表題を「比布町複合庁舎建設事業公募型プロポーザル質問（参加表明書）」と明記すること。
※質問の内容を確認するため、本町から問い合わせる場合がある。
※質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

オ 参加表明書等記入上の注意事項

- ① 様式規格は、A4版縦のみとし、A3版の折り込みは不可とする。
- ② 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ③ プロポーザル参加表明書（様式1）
必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ、提出すること。
- ④ 会社概要（様式3）
会社概要及び技術者数、有資格者数等について記載すること。
- ⑤ 設計業務実績書（様式4-1～4-3）
本要領3（1）ア（実施設計業務の参加資格要件）②の業務実績を各1件以上、最大3件まで記載すること。なお、記載した業務については、実績証明書等（契約書の写し等）を添付すること。業務実績は元請として受注したものを対象とする。JVとしての実績については、代表構成員として関わった業務について記載すること。
- ⑥ 工事監理業務実績書（様式5-1～5-2）
本要領3（1）ア（工事監理業務の参加資格要件）②の業務実績を各1件記載すること。なお、記載した業務については、実績証明書等（契約書の写し等）を添付すること。業務実績は元請として受注したものを対象とする。JVとしての実績については、代表構成員として関わった業務について記載すること。
- ⑦ 施工業務実績書（様式6-1～6-3）
本要領3（1）ア（施工業務の参加資格要件）⑤の業務実績を各1件以上、最大3件まで記載すること。なお、記載した業務については、実績証明書等（契約書の写し等）を添付すること。業務実績は元請として受注したものを対象とする。JVとしての実績については、代表構成員として関わった業務について記載すること。

⑧ 実施体制（様式7）、予定担当者調書（様式8-1～8-7）

実施設計業務、工事監理業務、施工業務における各技術者について「保有資格」「業務実績」等について記載すること。なお、記載した配置予定技術者について、資格を証明する書類（免許証の写し等）と参加者との雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

(4) 技術提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年 7月24日（金）午後5時15分（事務局必着）

イ 提出方法

事務局まで持参（受付は、土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時15分まで）又は書留郵便にて提出すること。

ウ 提出書類及び部数

資料は比布町ホームページからダウンロードすること。

| 提出書類 | | 様式等 | 提出部数等 |
|--------------|------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 技術提案書（表紙・目次） | | 様式2 | |
| A 業務全般 | ア 業務実施体制に関する提案 | 任意様式を使用し、A3版横片面1枚にまとめ記載すること。 | 原本10部 PDFデータの提出 |
| | イ 品質・コスト・工程管理の体制と手法の提案 | 任意様式を使用し、A3版横片面1枚以内にまとめ記載すること。 | |
| | ウ 地域経済への貢献の提案 | 任意様式を使用し、A3版横片面1枚以内にまとめ記載すること。 | |
| B 実施設計業務 | ア 町民にとって気軽に利用しやすい複合庁舎 | 任意様式を使用し、A3版横片面2枚以内にまとめ記載すること。 | 原本10部 PDFデータの提出 |
| | イ 機能性と経済性の高い複合庁舎 | 任意様式を使用し、A3版横片面2枚以内にまとめ記載すること。 | |
| | ウ 防災拠点施設としての役割を果たす複合庁舎 | 任意様式を使用し、A3版横片面2枚以内にまとめ記載すること。 | |
| | エ 環境に配慮した複合庁舎 | 任意様式を使用し、A3版横片面2枚以内にまとめ記載すること。 | |
| C 施工業 | ア 施工計画 | 任意様式を使用し、A3版横片面2枚以内にまとめ記載すること。 | |
| | イ 施工中の対策 | 任意様式を使用し、A3版横片面2枚以内にまとめ記載すること。 | |
| 見積書（提案価格見積書） | | 様式第12号 | 原本1部 |
| | | 様式第13号（内訳書） | |

エ 技術提案等に関する質問の受付及び回答

質問は、技術提案等に関する内容のみとし、質問書（技術提案書等）（様式10）により電子メールで提出することとする。なお、必ず総務企画課への電話連絡により、電子メールの着信を確認すること。電話等による質問や提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

① 受付締切

令和8年6月30日（火）午後5時15分（総務企画課必着）

② 回答期限

令和8年7月3日（金）

③ 回答方法

質問を取りまとめ、回答書として比布町ホームページに掲載する。

④ 注意事項

電子メール表題を「比布町複合庁舎建設事業公募型プロポーザル質問（技術提案書）」と明記すること。

※質問の内容を確認するため、本町から問い合わせる場合がある。

※質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

オ 技術提案書等記入上の注意事項

① 技術提案にあたっての基本条件

要求水準書及び基本設計図書等に示す機能等を満たすとともに、その設計思想を尊重し、技術提案書を作成すること。

② 任意様式を使用し、提案を以下の枚数（表紙・目次は含まない。）で作成すること。

③ 文字サイズは、11ポイント以上とする。なお、注釈等に関してはこの限りではない。

④ 技術提案書には、参加者を特定できる内容（名称、記号及び作品名等）を表示してはならない。

⑤ 業務実施体制については、A3版横片面1枚にまとめ記載すること。

⑥ 品質・コスト・工程管理の体制及び手法について、A3版横片面1枚にまとめ記載すること。

⑦ 地域経済への貢献については、A3版横片面1枚にまとめ記載すること。

⑧ 実施設計業務について、以下のテーマごとにA3版横片面2枚以内にまとめ記載すること。

テーマ1…町民にとって気軽に利用しやすい複合庁舎

テーマ2…機能性と経済性の高い複合庁舎

テーマ3…防災拠点施設としての役割を果たす複合庁舎

テーマ4…環境に配慮した複合庁舎

⑨ 施工業務について以下のテーマごとにA3版横片面2枚以内にまとめ記載すること。

テーマ1…施工計画

テーマ2…施工中の対策

⑩ 見積書

見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、本要領2(6)に記載する上限提案価格を超えてはならない。

6 事業者選定

比布町複合庁舎建設に係る設計施工一括方式公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、比布町複合庁舎建設事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、技術提案書やヒアリングによる審査を踏まえ実施する。なお、選定委員会の委員名は、審査の公正を期すため、審査結果の公表時に併せて公表するものとする。

(1) 参加資格審査

提出された参加表明書等について、比布町総務企画課において内容を確認し、本要領3参加資格要件等の資格適合者に対して参加資格の有無を書面により通知し、技術提案書等の提出を求める。それ以外の者には、参加が認められない理由を付して参加資格審査結果を書面により通知する。

(2) 技術提案審査

ア 技術提案審査の結果通知

提出された技術提案書の内容と参加者によるヒアリングを踏まえ、評価点の最も高い参加者（総配点の6割以上の得点があった参加者に限る。）に優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次の参加者と交渉を行う。

イ 技術提案書等の評価基準

評価基準は、別紙「比布複合庁舎建設事業公募型プロポーザル評価要領」による。

(3) その他

選定委員会の委員構成は、本プロポーザル手続が完了するまで公表しない。

7 優先交渉権者の選定

技術提案審査及びヒアリングの結果、優先交渉権者として特定された参加者に対してはその旨の通知を、特定されなかったものに対してはその旨を書面により通知する。また、審査結果については、比布町ホームページにおいて公表する。

8 契約の締結

(1) 契約締結交渉

優先交渉権者から事前に提出された見積書の金額を超えない範囲で、契約の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点の参加者と交渉を行う。

なお、この手続に参加した企業が、公示日から事業者選定までの間に比布町から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、契約の締結を行わないことがある。

本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

(2) 契約金額

上限提案価格の範囲内で、契約交渉により確定した額を契約金額として仮契約を締結する。この仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月30日条例第13号）第2条の規定に基づき、比布町議会の議決を得たときに本契約として成立するものとし、本契約の成立までは、発注者との契約関係が生じるものではない。

なお、本契約締結時の契約金額は、本プロポーザル応募時点における提案内容及び当該時点において合理的に把握可能な市場環境を前提として算定した金額であり、本事業における基準となる金額として位置付けるものとする。

また、本契約締結後、実施設計業務完了時点において、中東情勢等に起因する主要原材料価格の変動、国内建設市況の影響による変動、労務費上昇等の変動により契約金額に影響が生じていると発注者が合理的に認める場合、実施設計業務完了時に提出される明細見積を基に、発注者と受注者が協議の上、当該変動分に限り、契約金額の変更を行うものとする。

(3) 契約金額の内訳

実施設計業務完了時に、「建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業」に係る補助金の対象工事に係る金額を契約金額の内訳として提出すること。

(4) 支払条件

| 業務区分 | 支払内容 | 支払額 |
|---------------|-------|-------------------|
| 実施設計業務 | 年度末払 | 当該年度の支払限度額の範囲内 |
| | 完了払 | 契約額の残高 |
| 工事監理業務 | 年度末払 | 当該年度の支払限度額の範囲内 |
| | 完了払 | 契約額の残高 |
| 施工業務 (初年度) | 前金払 | 当該年度の支払限度額の4/10以内 |
| | 中間前金払 | 当該年度の支払限度額の2/10以内 |
| | 年度末払 | 当該年度の支払限度額の残高 |
| 施工業務 (次年度) | 前金払 | 当該年度の支払限度額の4/10以内 |
| | 中間前金払 | 当該年度の支払限度額の2/10以内 |
| | 完了払 | 契約額の残高 |

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合

10 その他

(1) 参加に係る費用について

本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は一切返却しない。

イ 提出された書類の著作権は、提出者に属するが、選定作業等に必要な範囲に置いて複製を作成するものとする。

ウ 提出された書類及びその複製は、審査以外で無断に使用しないが、優先交渉権者に選定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する記録の公表等に利用できるものとし、公表の際の使用料は無償とする。

(3) 辞退について

参加者が、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式11）により、令和8年7月24日（金）午後5時15分までに提出すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の比布町の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(4) 異議申立て

審査経緯及び結果等についての異議申立ては受け付けない。

(5) 提案内容の取扱い

本プロポーザルは、事業者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容を全て採用できるものではない。

(6) 契約締結後の業務推進

優先交渉権者は契約締結後、比布町及び比布町が定めるZEBプランナーと情報共有・協議の上業務推進を図ること。

11 問合せ先（事務局）

〒078-0392 上川郡比布町北町1丁目2番1号

比布町総務企画課

電話：0166-85-4801

FAX：0166-85-2389

メール：soumu@town.pippu.lg.jp